審査機関等の要件

以下の要件を満たし、札幌市の登録を受けた機関とする。

- 1 外部審査を認める審査機関(案)登録住宅性能評価機関のうち、札幌市を業務対象地域としている機関
- 2 審査対象となる住宅(案) 登録住宅性能評価機関が定める設計住宅性能評価を行うことができる住宅
- 3 適合審査の実施者(案)
 - 品確法第13条に定める評価員で、登録住宅性能評価機関より評価員として選任されている者
 - 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合は、平成18年国土交通省告示第304号を審査員について、準用する。

適合審査の対象

設計適合証明および工事適合証明を行い、設計適合証明書および工事適合証明書の交付を行う

- 1 設計適合証明および設計適合証明書の発行 設計適合証明は、その対象となる住宅の設計図書等(設計内容説明書及び断熱性能計算書並びにそれ らの内容を確認するために必要な図書)が、建築主の判断基準または設計・施工指針(簡易計算法)、 札幌版次世代住宅基準技術解説書に則って、UA値および一次エネルギー消費量が算出されていること を確認し、札幌版次世代住宅基準に適合しているか審査する。 また、設計適合証明の申請者に対して設計適合証明書を発行する。
- 2 工事適合証明および工事適合証明書の発行 工事適合証明の対象となる住宅の施工について、設計適合証明書の発行を受けた当該住宅の設計図書 等(札幌版次世代住宅基準性能評価に係るものに限る)に従って、工事されていることを確認するこ とにより行う。ただし、C値については測定することにより行う。 また、工事適合証明の申請者に対して工事適合証明書の発行を行う。

3 審查対象範囲

| 等級 | UA値 | 一次エネルギー消費量 | | Ciri |
|-----------|------------|-------------------|-------|----------|
| | | 全体 | 暖房+換気 | - C値 |
| トップランナー | 0.18以下 | 等級5 | 35%以下 | - 0.5以下 |
| ハイレベル | 0.22以下 | | 45%以下 | 0.55 |
| スタンダードレベル | 0.28以下 | | 60%以下 | |
| ベーシックレベル | 0.36以下 | | 75%以下 | 1.0以下 |
| ミニマムレベル | 0.46以下 | 等級4 | 90%以下 | |
| | 原則、H25 | 有資格者による 実測値を確認 | | |
| | 設 | J | | |
| | 工事適合証明対象範囲 | | | |

札幌市独自ルールについて

パッシブ換気やCOREMOなど札幌市独自の計算については、札幌版次世代住宅基準技術解説書等にそって審査を行う。

